

**不動産業者  
テナントビル・オーナー  
向け!**

セミナー  
in 広島

弁護士 × 不動産

# 借家・テナントの立退き!

## ～上手な立退き交渉術と

## 定期賃貸借契約活用ノウハウ～

- 日時: **平成29年 5月24日(水)**  
**14:00～15:30** (受付13:30～)
- 会場: 第3ウエノヤビル 6F 会議室
- 定員: 24名 (限定、先着順)
- 受講料: **3,000円(税込)**  
1社2名以降は1人1,000円  
**顧問先様は無料**
- 無料相談: ご希望の方の相談に応じます

迷惑な賃借人には  
どう退去してもらえば  
いいのかな?

建物の建替えの為に、  
賃借人に退去してもらい  
たいのだけれど…



**電話申込はこちら: 082-962-0286**

**FAX申込** 下記にご記入のうえ、このままFAXにてお申込み下さい。 **FAX: 082-962-0289**

貴社名		TEL	
所在地		FAX	
		E-mail	
お名前		部署・役職	
参加人数	人	無料相談	希望する ・ 希望しない

このセミナーをお知りになった方法(該当するものに○をして下さい。)

広島商工会議所 Web検索    中国NBC    広島経済レポート    広島大学・千田塾    弁護士ドットコム    その他(    )    スキルミガキ広島    当事務所HP

## 本セミナーのねらい

「借主・テナントに退去してもらいたい!」でも、法律が借主を保護しているから、難しいか…」そう思われている家主・ビルオーナーさんが、多くいらっしゃいます。

しかし、適切な準備と段取りを踏めば、早期かつ円滑に借主・テナントに退去してもらうことができる場合があります。このセミナーでは、借主・テナントに上手く退去してもらうためのノウハウをお伝えします。

## 講師プロフィール

弁護士法人 千瑞穂法律事務所  
代表弁護士

**守永 将大** もりながしょうた

早稲田大学政治経済学部を卒業後、都市銀行で勤務。その後、広島大学法科大学院を修了し、司法試験に合格。弁護士法人 千瑞穂法律事務所を設立。

得意分野は、不動産問題(事業者側)、労働問題(企業側)、親族企業内紛争処理など。



## 本セミナーでお伝えすること

- ・建物明渡し問題の最近の傾向
- ・裁判になった場合の判決の傾向
- ・「解除」「更新拒絶」「解約申入」の違い
- ・〈契約に違反している借主〉に退去してもらうため具体的な段取り
- ・〈契約期間の満了〉を理由として退去してもらうための具体的な段取り
- ・「正当事由」とは何か?
- ・「正当事由」が認められるための具体的な判断基準、判断要素
- ・建物の解体や建替えを理由とする場合に「正当事由」は認められるか
- ・〈立退き料〉はどのように算定されるのか?
- ・借家の立退き交渉をする際に気をつけなければならないことは何か?
- ・当事者同士での交渉が上手くいかない場合、どのような制度や機関を利用すればよいか?
- ・いまさら聞けない「定期借家契約」の基本
- ・「定期借家契約」のメリット・デメリット
- ・「定期借家契約」を運用する活用ノウハウ

## セミナー会場(アクセス)

所在地: 広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル 6階 会議室(カンファレンス・ルーム)

「城南通り」と「白島通り」が交わる交差点に面しています。広電白島線 女学院前駅から徒歩1分。

### セミナー会場地図



### 第3ウエノヤビル外観



1階にカレーハウスCoCo壱番屋があります。場所が分かりにくい場合には、どうぞお気軽にお電話ください。082-962-0286



千瑞穂法律事務所

Sennomizuho Law Office

主催: 広島弁護士会所属  
弁護士法人 千瑞穂法律事務所(せんのみずほ)  
TEL: 082-962-0286 FAX: 082-962-0289  
URL: www.law-seminar.net